

●2026（令和8）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【産業汚水】

公共下水道使用料（産業汚水）（ゆめが丘地域内）

（消費税込）

1か月あたりの使用料			
基本使用料 (200m³まで)	従量使用料 (1m³につき)		
	201m³ ~ 500m³	501m³ ~ 1,000m³	1,000m³以上
7,700円	46円	53円	61円

2か月で水量3,500m³使用した場合、下記の金額となります。

※2026（令和8）年4月分から2028（令和10）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料	②令和5年2月以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分までの使用料 (軽減率 75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分までの使用料 (軽減率 50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分までの使用料 (軽減率 25%)
			④軽減額: (③×75%)	⑤軽減額: (③×50%)	⑥軽減額: (③×25%)
産業汚水	基本使用料5,500円 +加算使用料61,900円 67,400円×2ヶ月=134,800円	基本使用料 15,400円 + 従量使用料 172,100円 187,500円	+52,700円	軽減額: 39,525円 使用料: 147,975円	軽減額: 26,350円 使用料: 161,150円 軽減額: 13,175円 使用料: 174,325円

※実際のご利用状況により、企業様ごとの使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。